

区民ひろば南大塚運営協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、区民ひろば南大塚運営協議会（以下「運営協議会」という）と称する。

(委員)

第2条 運営協議会の委員（以下「委員」という）は、南大塚周辺地区に属する町会、民生・児童委員、第12地区青少年育成委員、小学校PTA、中学校PTA、利用者団体並びに運営協議会の活動について熱意のある団体、個人から構成する。

2 委員は、活動上知り得た個人情報等を漏らしてはならない。委員を退いた場合もまた同様とする。

3 委員は、部会に所属する。

(事務所)

第3条 運営協議会の事務所は、区民ひろば南大塚内に置く。

第2章 目的と活動

(目的)

第4条 運営協議会は、地域の子育て支援と青少年の健全な育成及び高齢者の介護の予防、区民の福祉向上を目指し、個人及び諸団体の方々の協力のもとに、交流を深め活力ある地域社会の形成に資することを目的とする。

(活動)

第5条 運営協議会は、前条の目的を達成するため、次のことを行う。

(1) 区民ひろば南大塚の活動に関すること。

(2) 区民ひろば南大塚の日常的な施設運営及び維持管理に関すること。

(3) その目的達成に必要な事項に関すること。

第3章 役員

(役員の種類)

第6条 運営協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 庶務 2名

(4) 広報 若干名

(5) 会計 2名

- (6) 監査 2名
- (7) 部会長 若干名
- (8) 副部会長 若干名

(選出の方法)

第7条 会長、副会長、庶務、広報、監査、部会長、副部会長は総会において、委員の中から選出する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は運営協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 庶務は記録、連絡等を担当する。
- (4) 広報は地域住民への広報活動を担当する。
- (5) 会計は会計事務を担当する。
- (6) 監査は会計監査を行う。
- (7) 部会長は部会を代表し各部会との連絡・連携を図る。
- (8) 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故ある時は、その職務を代行する。

(任期)

第9条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。(協力委員)

(顧問)

第10条 顧問は、総会の承認を得てこれをおくことができる。

第4章 会議

(会議の種類)

第11条 運営協議会の会議は、総会、役員会、委員会とする。

- 2 総会は、運営協議会の最高議決機関であり、定期総会及び臨時総会とする。
- 3 役員会は、会長、副会長、庶務、広報、会計、部会長をもって構成する。
- 4 総会の構成委員は、区民ひろば南大塚運営協議会の委員とする。

(召集)

第12条 定期総会は、年1回開催する。臨時総会は、役員の仕事の3分の1以上の請求があったとき、または役員会において総会開催の決議があったときに、会長が召集する。

- 2 役員会、委員会は、必要に応じて会長が召集する。

(決議事項)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 活動計画及び活動報告
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 会則の改正
 - (4) 役員を選出
 - (5) その他重要事項に関すること
- 2 重要事項の中で急を要するものは、役員会で決議執行し、次の総会で承認を受ける。

(成立要件並びに議長及び決議)

第14条 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加えられる。

- 2 総会の議長及び役員会の議長は、会長とする。
- 3 会議における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第5章 組織

(部会)

第15条 運営協議会に、次の部会を置く。

- (1) 乳幼児の遊びや保護者相互交流のための子育て部会
 - (2) 小学生・中学生・高校生を含めた、区民の自主的活動のための文化部会
 - (3) 利用者及び登録団体の交流などを目指す生涯学習部会
- 2 役員会は、必要と認めたときその部会を設けることができる。

(協力体制)

第16条 運営協議会は、地域の諸組織及び各種関係委員並びに行政機関と協力して、目的の実現に努める。

第6章 会計

(会計年度)

第17条 運営協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終る。

(収入)

第18条 運営協議会は、補助金、その他の収入により運営する。

(支出)

第19条 支出は、総会で議決された予算にもとづき第4条の目的に沿って行う。

(会計帳簿の整備)

第20条 運営協議会の収支を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

附則

- 1 会則の改廃は、総会の決議を経なければならない。
- 2 役員会は、この会則を実施するに当って必要がある場合には、総会への報告及び承認を得て、細則を定めることができる。
- 3 本会則は、平成 19 年 5 月 19 日から施行する。

附則

本会則は、平成 23 年 5 月 20 日から施行する。

附則

本会則は、平成 24 年 4 月 23 日から施行する。

附則

本会則は、平成 26 年 4 月 23 日から施行する。